

第4回 伊勢市バリアフリー・マスター・プラン策定協議会

令和2年7月21日（火） 午後1時30分～

目 次

【1】本市の移動等円滑化促進地区等について.....	1
1. 移動等円滑化促進地区の概要と本市における考え方	1
2. 本市における生活関連施設と生活関連経路の考え方	2
3. 移動等円滑化促進地区の将来イメージ	3
4. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区（案）	4
5. 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区（案）	5
6. 各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組み（案）	6
【2】行為の届出等について	7
1. 届出制度の概要.....	7
2. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における届出制度の対象範囲（案）	8
3. 二見浦駅周辺地区における届出制度の対象範囲（案）	8
4. 五十鈴川駅周辺地区における届出制度の対象範囲（案）	8
【3】バリアフリーに関する取り組みのヒアリングシート.....	9
【4】今後のスケジュールについて.....	11

【1】本市の移動等円滑化促進地区等について

1. 移動等円滑化促進地区の概要と本市における考え方

第3回策定協議会で検討した本市のバリアフリーマスターplanの理念と目標を踏まえ、本市の移動等円滑化促進地区の考え方を下記のように整理した。

移動等円滑化促進地区の要件<抜粋>

※資料:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第2条第1項第20の2号)

【1】生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

【2】生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路)を構成する一般交通施設(道路、駅前広場、通路、その他の一般交通の用に供する施設)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

【3】バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。



図 移動円滑化促進地区と重点整備地区的イメージ

本市のバリアフリーマスターplanの理念と目標

【基本理念】

市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり

【基本方針1】快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備

誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、障がい者や高齢者、子育て世代の方だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。

【基本方針2】利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進

バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。

【基本方針3】共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成

市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。





伊勢市の移動等円滑化促進地区に関する考え方

【考え方 その1】

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上で利用する生活関連施設(駅などの交通結節拠点や主要なバス停、市役所や支所などの公共施設、福祉施設など)だけでなく、来訪者が観光で訪れた際に利用する生活関連施設(観光施設やホテルなど)を一定数含み、かつこれらの施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲を、本市の移動等円滑化促進地区とする。

【考え方 その2】

交通結節拠点となりうる鉄道駅のうち、本市の玄関口である伊勢市駅や宇治山田駅とその周辺、及び観光資源の豊富な二見浦地区において交通結節拠点となりうる二見浦駅とその周辺について、各施設間においてバリアフリー化された経路を確保することが特に必要であると認められる範囲を、本市の移動等円滑化促進地区とする。

【考え方 その3】

当該地区の通常徒歩圏内において、生活関連施設となりうる施設の集積状況を踏まえ、かつ関連計画との整合を図り、移動等円滑化促進地区を設定する。

「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」

「二見浦駅周辺地区」について、

移動円滑化促進地区を設定

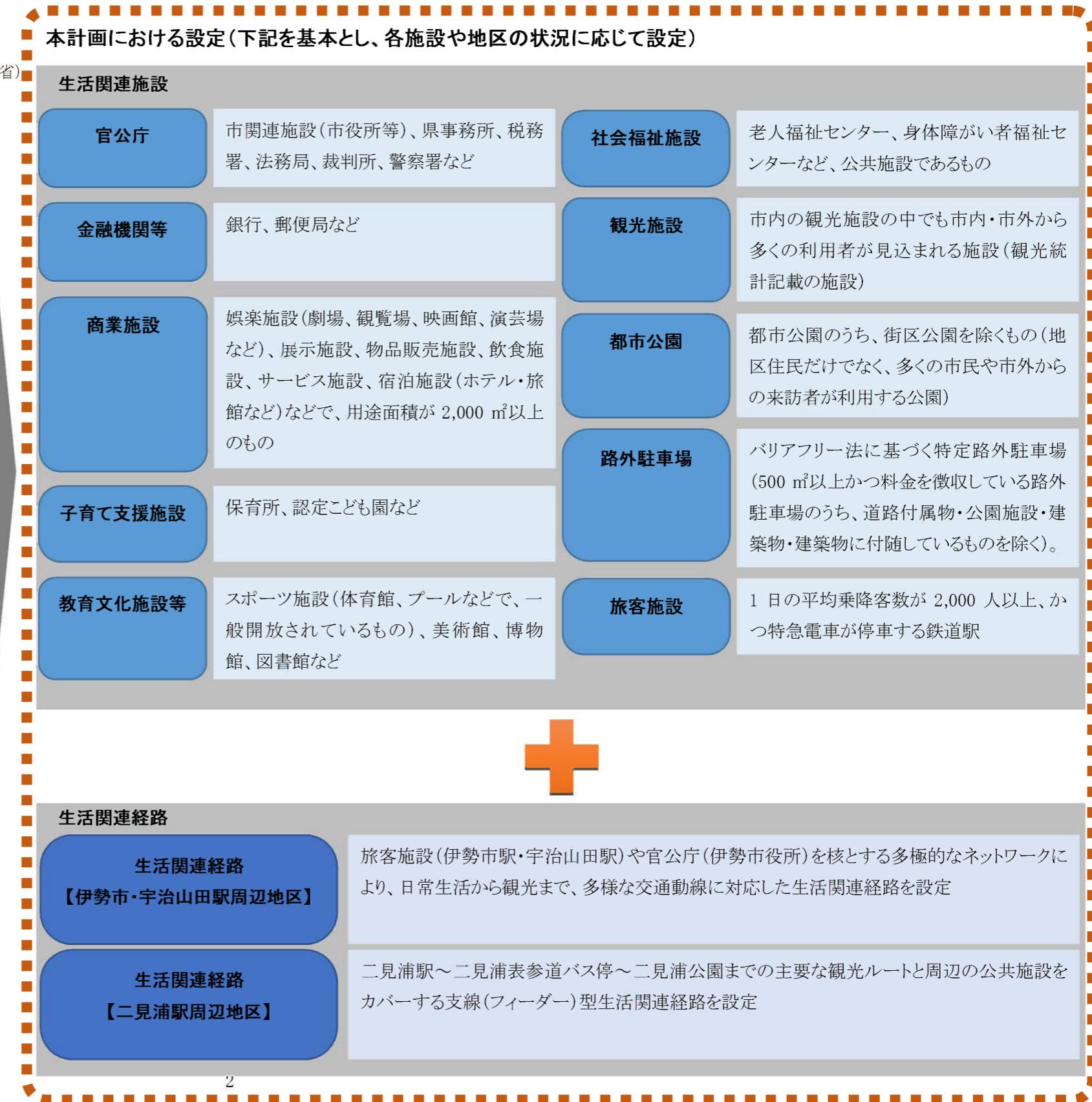
2. 本市における生活関連施設と生活関連経路の考え方

本市における生活関連施設と生活関連経路について、平成28年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の生活関連施設の考え方や、昨年度に実施した住民アンケート及び事業者・関係団体ヒアリングの結果(第2回協議会(令和元年11月6日開催)にて報告)を踏まえ、本市の生活関連施設及び生活関連経路を下記のように設定する。

表 生活関連施設と生活経路の基本的な考え方

※資料:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(抜粋)(国土交通省)

生活関連施設の考え方	
常に多数の人が利用する施設を選定する	旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊娠婦等(妊娠婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者)の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなります。これらについて、施設利用者数や入場者数を考慮し、生活関連施設として設定します。また、国・都道府県・市町村が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置付けることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。
高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する	老人ホーム・障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・(障害者)地域活動支援センター等高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。
生活関連経路の考え方	
より多くの人が利用する経路を選定する	生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。
生活関連施設相互のネットワークを確保する (上記以外で生活パターンに即したネットワークを選定する)	生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。
隣接自治体との連続性を確保する	生活関連施設が隣接する自治体にある場合には、生活関連経路の連続性を担保しておくことが重要です。隣接自治体と密な協議により連続性のある生活関連経路の設定が望ましいと考えられます。



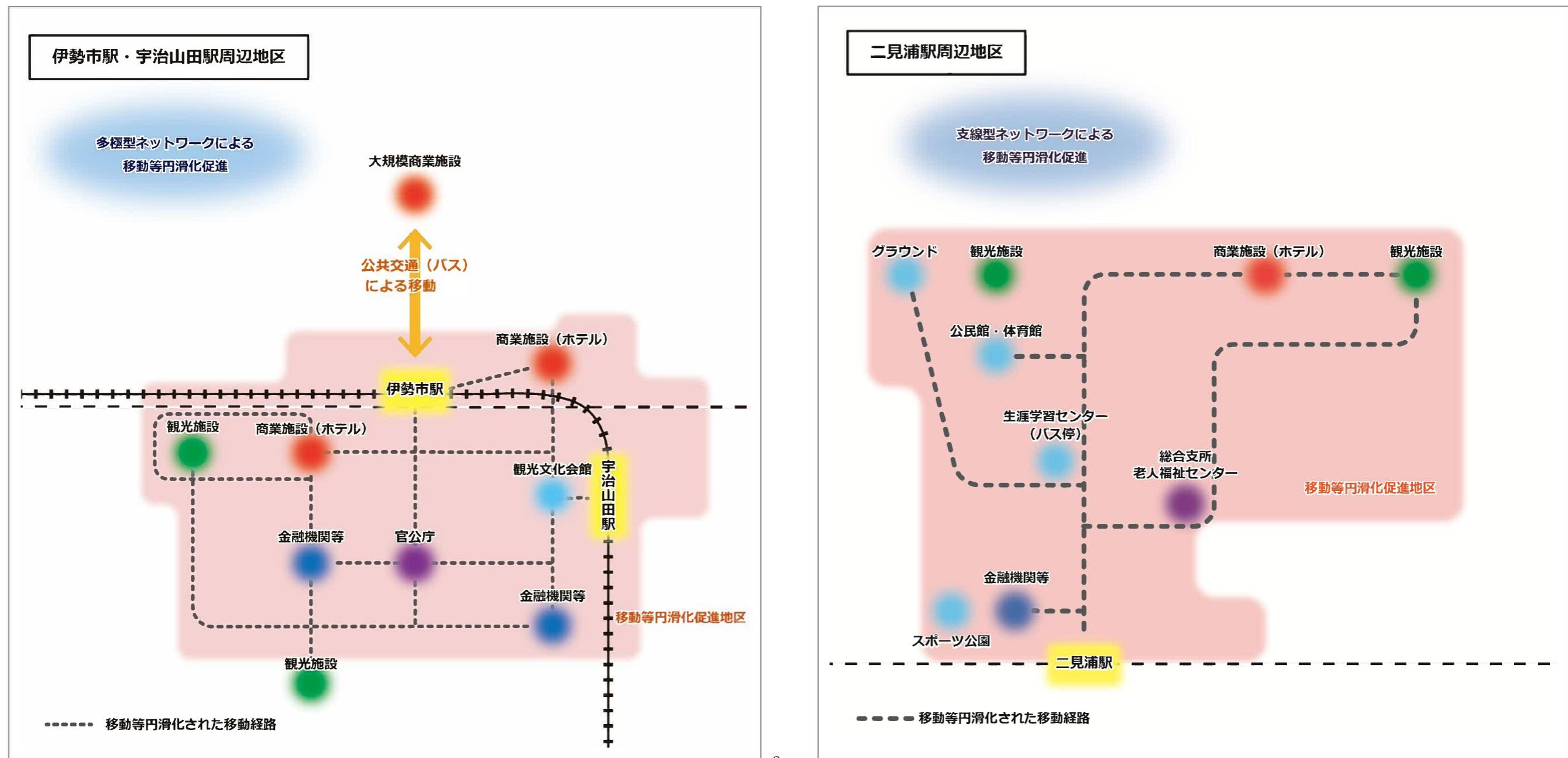
3. 移動等円滑化促進地区の将来イメージ

移動等円滑化促進地区の考え方及び生活関連施設・生活関連経路の本市における考え方を踏まえ、下記のように各地区における将来イメージを整理した。

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は、本市の中心市街地であり、官公庁や商業施設、社会福祉施設、旅客施設が多数立地している。来訪する観光客も多く、多様な交通動線、多様な移動目的が考えられることから、それぞれの拠点(施設)をバリアフリー化された経路で繋ぎ合わせた「多極型ネットワーク構造」によるバリアフリー化を促進していくこととする。また、駅から離れた位置には大規模商業施設(ミタス伊勢)や大型病院(伊勢赤十字病院)が立地しているが、駅からの移動経路としては、公共交通(バス)の利用を中心であると考えられることから、移動円滑化促進地区の範囲は、徒歩での移動が中心となる範囲と設定することとする。

二見浦駅周辺地区は、伊勢市都市マスタープランにおいて、観光交流拠点かつ地域交流拠点として位置付けられており、本市の主要な観光資源である賓日館、夫婦岩等が立地している。さらには、二見浦駅から夫婦岩にかけて道路の美装化が行われており、旅館街などもある。そこで、二見浦駅周辺地区では二見浦駅～賓日館及び二見興玉神社に隣接する二見浦公園までの経路を主軸とし、沿線の二見総合支所や老人福祉センター、二見体育館などを繋ぎ合わせた「支線型ネットワーク構造」により、移動等円滑化を促進していくこととする。

なお、五十鈴川駅については、平成 28 年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」において重点整備地区として指定しており、既に事業着手に至っていることから、五十鈴川駅周辺重点整備地区の範囲を移動円滑化促進地区として位置付ける。(第 2 回協議会(令和元年 11 月 6 日開催)にて審議)



4. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区（案）

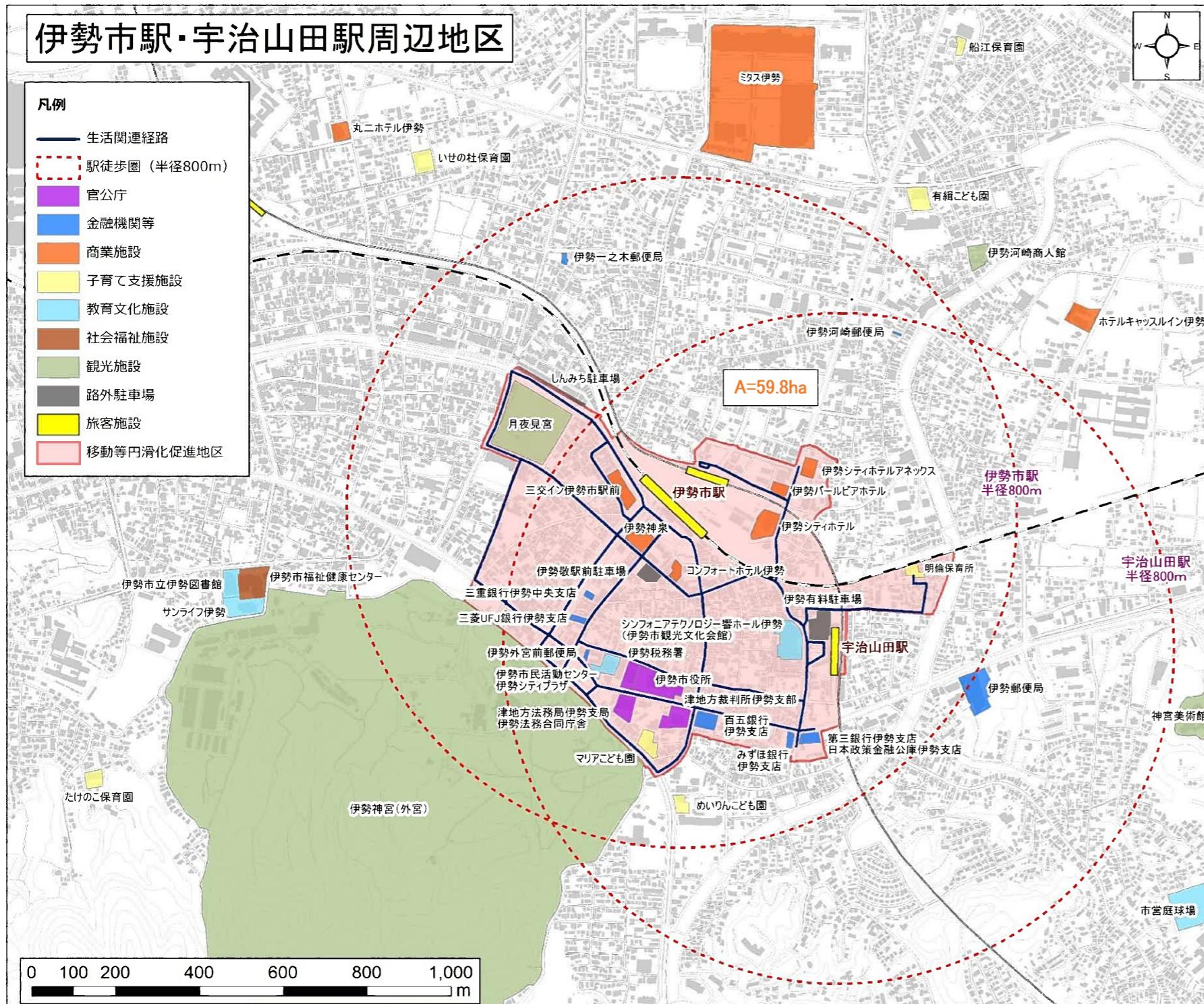
本市における移動等円滑化促進地区に関する考え方を踏まえて、下記のように伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区(案)及びそれに付随する生活関連施設・生活関連経路(案)を設定する。伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は本市の交通結節拠点であり、中心市街地でもあることから多数の公共・公益施設が立地しており、また伊勢神宮(外宮)にも近いことから伊勢市駅周辺には複数のホテルなども立地している。そのため、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区では市民の生活動線だけでなく来訪者の観光動線も考慮した地区とする。

【生活関連経路】(案)

分類	路線名
一般県道	宇治山田港伊勢市停車場線
主要地方道	鳥羽松阪線
主要地方道	伊勢磯部線
主要地方道	伊勢南島線
市道	北口線
市道	岡本吹上線
市道	岡本岩渕3号線
市道	外宮参道線
市道	本町宮川堤線
市道	世木社文庫線
市道	岩渕線
市道	外宮二見線
市道	宮後1丁目1号線
市道	藤社御菌線
市道	吹上2丁目6号線
市道	吹上2丁目7号線
市道	岩淵吹上4号線
市道	神路線

【生活関連施設】（案）

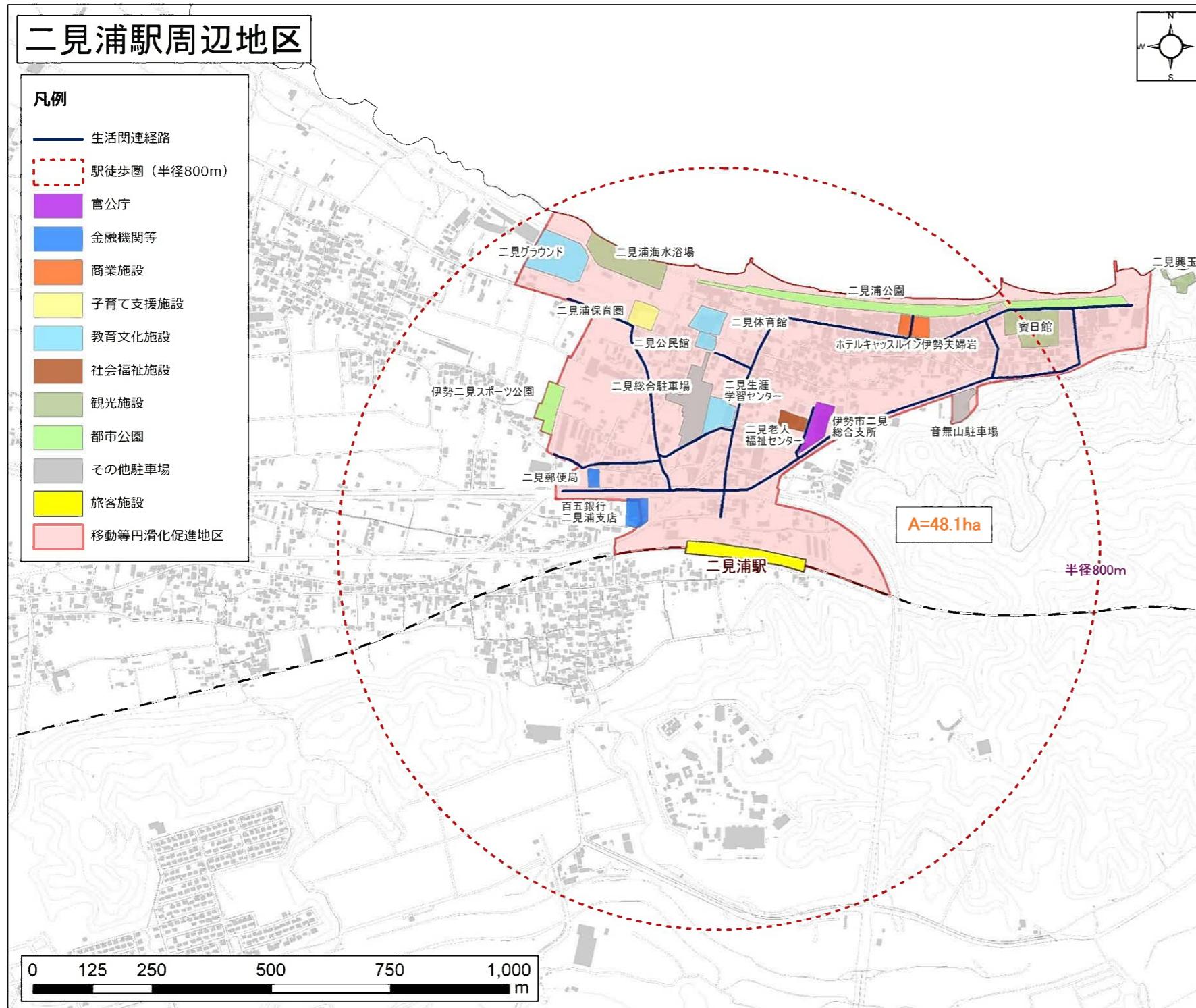
種類	施設名
官公庁	伊勢市役所
	津地方裁判所伊勢支部
	津地方法務局伊勢支局
	伊勢税務署
	伊勢法務合同庁舎
金融機関等	第三銀行伊勢支店
	みずほ銀行伊勢支店
	百五銀行伊勢支店
	日本政策金融公庫伊勢支店
	三菱UFJ銀行伊勢支店
	三重銀行伊勢中央支店
	伊勢外宮前郵便局
商業施設	伊勢神泉
	伊勢シティホテルアネックス
	伊勢パールピアホテル
	伊勢シティホテル
	コンフォートホテル伊勢
	三交イン伊勢市駅前
子育て支援施設	マリアこども園
	明倫保育所
教育文化施設	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 (伊勢市観光文化会館)
	伊勢市民活動センター
	伊勢シティプラザ
観光施設	月夜見宮
路外駐車場	伊勢敬駅前駐車場
	伊勢有料駐車場



※徒歩圏 800m: 立地適正化計画(「都市構造の評価に関するハンドブック」における徒歩圏)

5. 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区（案）

本市における移動等円滑化促進地区に関する考え方を踏まえて、下記のように二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区（案）及びそれに付随する生活関連施設・生活関連経路（案）を設定する。二見浦駅周辺地区は、伊勢市都市マスター プランにおいて観光交流拠点に位置付けられている。また、駅周辺には公民館や支所が立地しており地域住民にとっても生活の拠点となりうる場所である。そこで、今後バリアフリー化を促進することにより、日常生活における移動円滑性の確保や、二見浦駅と観光施設間の周遊性への貢献を考慮した地区とする。



【生活関連経路】（案）

分類	路線名
国道	国道42号
市道	茶屋1号線
市道	茶屋2号線
市道	茶屋4号線
市道	茶屋8号線
市道	茶屋12号線
市道	茶屋17号線
市道	茶屋25号線
市道	莊5号線
市道	莊25号線

【生活関連施設】（案）

種類	施設名
官公庁	伊勢市二見総合支所
金融機関等	二見郵便局
商業施設	百五銀行二見浦支店
子育て支援施設	二見保育園
教育文化施設	二見生涯学習センター 二見公民館 二見体育馆 二見グラウンド 伊勢二見スポーツ公園
社会福祉施設	二見老人福祉センター
観光施設	賀日館
都市公園	二見公園
その他駐車場	二見総合駐車場 音無山駐車場

6. 各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組み（案）

昨年度実施した「関連事業者、高齢者、障がい者団体などへのヒアリング」及び「住民アンケート」「まち歩き（現地確認）」などの結果を踏まえ、バリアフリー整備ガイドライン（国土交通省）や実際の利用者意見を踏まえた形で、下記に示すように各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組み（案）を整理した。なお、各項目の内容に関しては、関連法規及び三重県ユニバーサルデザイン条例などに準じるものとする。

取り組み項目（案）	
道路	
▶ 車いす利用者や視覚障がい者の利用を考慮した歩道の平坦性の確保	
▶ 歩行空間の凹凸や段差、障害物（グレーチングの溝・自転車）などの解消	
▶ 経年劣化などによる歩道の凹凸の維持管理	
▶ 視覚障害者用誘導ブロックなどの設置や規格の統一	
▶ エスコートゾーンや歩行者用信号機音響装置の整備・点検	
▶ 歩道のない区間における安全な歩行空間の確保	
▶ 車いす利用者と視覚障がい者の双方を考慮した視覚障害者用誘導ブロックの設置	
建築物	
▶ 施設の出入口の段差・勾配の解消	
▶ 車いす利用者が利用しやすいスロープ勾配や通路幅の確保	
▶ 車いす利用者や視覚障がい者に考慮した扉や建具の整備	
▶ 多機能トイレの整備	
駐車場	
▶ 障がい者専用スペースの確保と出入口までの動線の確保	
▶ 雨天時などでも濡れずに利用できるような経路の確保	
▶ 駐車場出入口と歩道の勾配の解消	
▶ 一般利用者へのマナー周知（健常者の障がい者専用スペース利用の自粛など）	
公共交通	
▶ トイレやエレベーター、乗車位置などの分かりやすい案内表示	
▶ 障がいの特性を踏まえた見やすい料金表や券売機の整備	
▶ 自動ドアやエレベーターなど駅構内の経路の確保	
▶ 多機能トイレや内方線などのバリアフリー施設の整備	
▶ 緊急ボタンなど緊急時の連絡手段、コミュニケーション手段の確保	
▶ バス停における目的地やダイヤなどの分かりやすい情報提供	
▶ バス停の上屋やベンチなど待機空間の整備	
▶ バス車両のバリアフリー化、乗り口と道路の段差解消	
案内、情報提供	
▶ 一方通行区間や自転車走行禁止エリアなど交通規制の分かりやすい標示	
▶ バス停位置など分かりやすい情報提供	
▶ 駅などの交通結節点における観光案内の拡充	
▶ 観光地などにおけるバリアフリー情報の事前発信	
▶ 障がいの特性を踏まえた見やすく、分かりやすい経路案内の整備	
その他	
▶ 不法占有（駐車・看板）などの解消のための住民マナーの向上	
▶ 心のバリアフリーに関する意識醸成	

まち歩きにより確認した現地の状況（第3回協議会（令和2年2月6日開催）にて報告）



【2】行為の届出等について

1. 届出制度の概要

公共交通事業者または道路管理者は、旅客施設の建設または道路の新設等であって、移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれがある場合は、市町村に事前に届けなければならないとバリアフリー法に規定されており、マスタープランにおいて旅客施設や道路のどの部分について届出をしなければならないかを明確に記載する必要がある。

なお、本市の届出対象とする範囲は、鉄道駅と道路の境界を対象とし、市内のバス停と道路などの境界部については、バリアフリー法の規定により届出の対象外となる。

表 行為の届出等について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抜粋)(第二十四条の六)	
移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。	前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に係る旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。	市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。	



【効果・目的】

移動等円滑化促進地区の区域内で、旅客施設と道路の境目などにおいて、バリアフリー化が連続して確保されていなければならないために、結果として高齢者、障がい者等が利用できない状態となるおそれがあるため、旅客施設と道路の境目等において改修等する場合、事業者が事前に市に届出を行うことで、市が改修内容の事前確認や必要に応じて改修内容の変更等の要請を行うことができ、施設間の連携が期待できる。

参考. 届出制度の対象範囲（イメージ）

届出制度の対象の指定

市町村は届出対象について、届出義務者が容易に判断できるよう定めることができます。また、届出をした者に対し要請をする場合は、マスタープランに記載されている内容との整合を図る観点から行うことが重要です。

また、具体的な届出を要する対象の範囲は下記のとおりとなります。

●旅客施設：生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち、下記の範囲

【政令第25条第1号】

- 他の生活関連旅客施設(駅)との間の出入り口
- 生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- バリアフリールートの出入口

●道路：生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

【政令第25条第2号】

- 生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

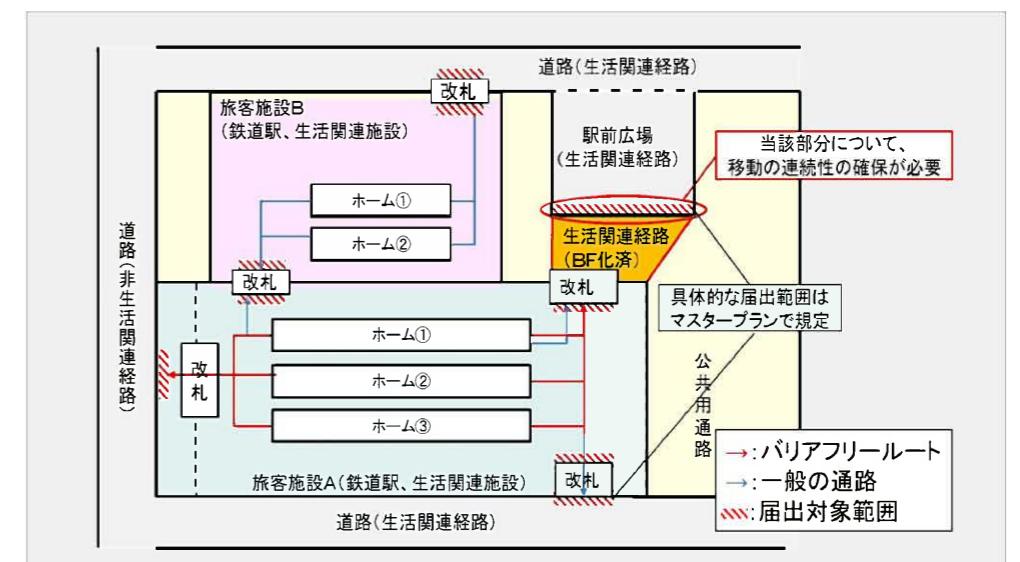
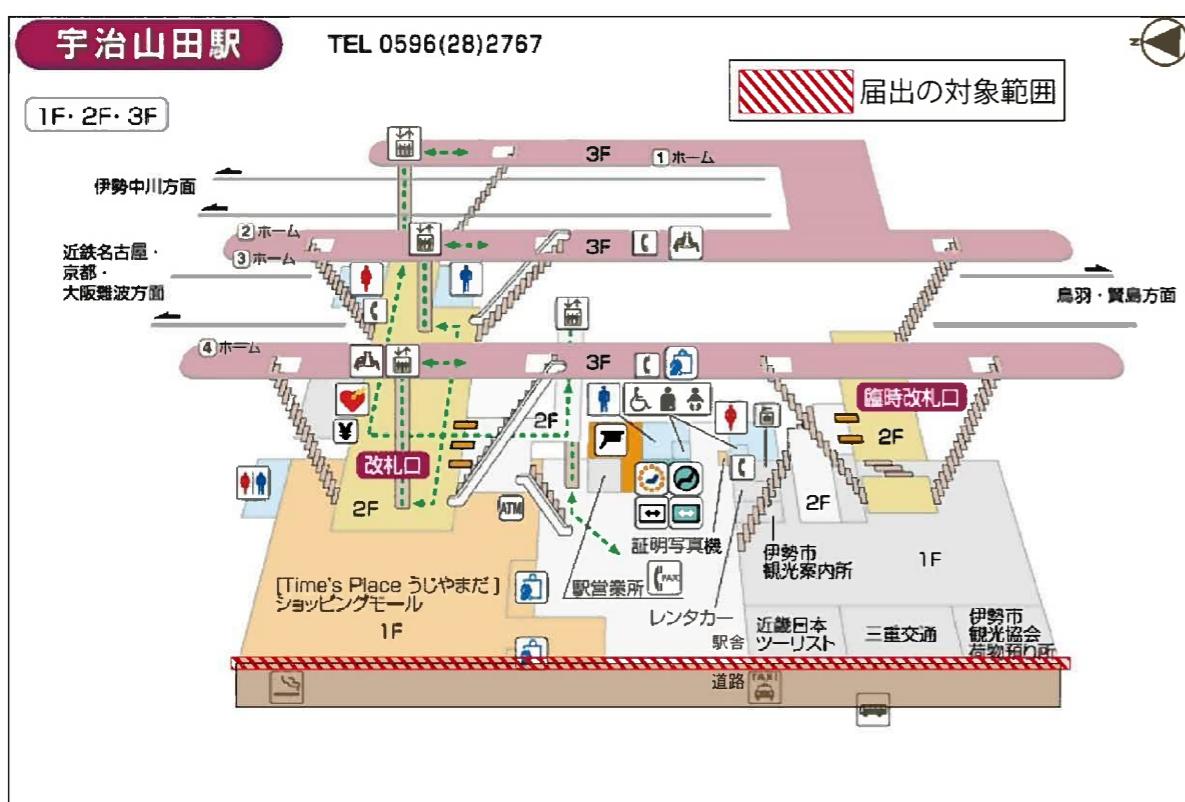
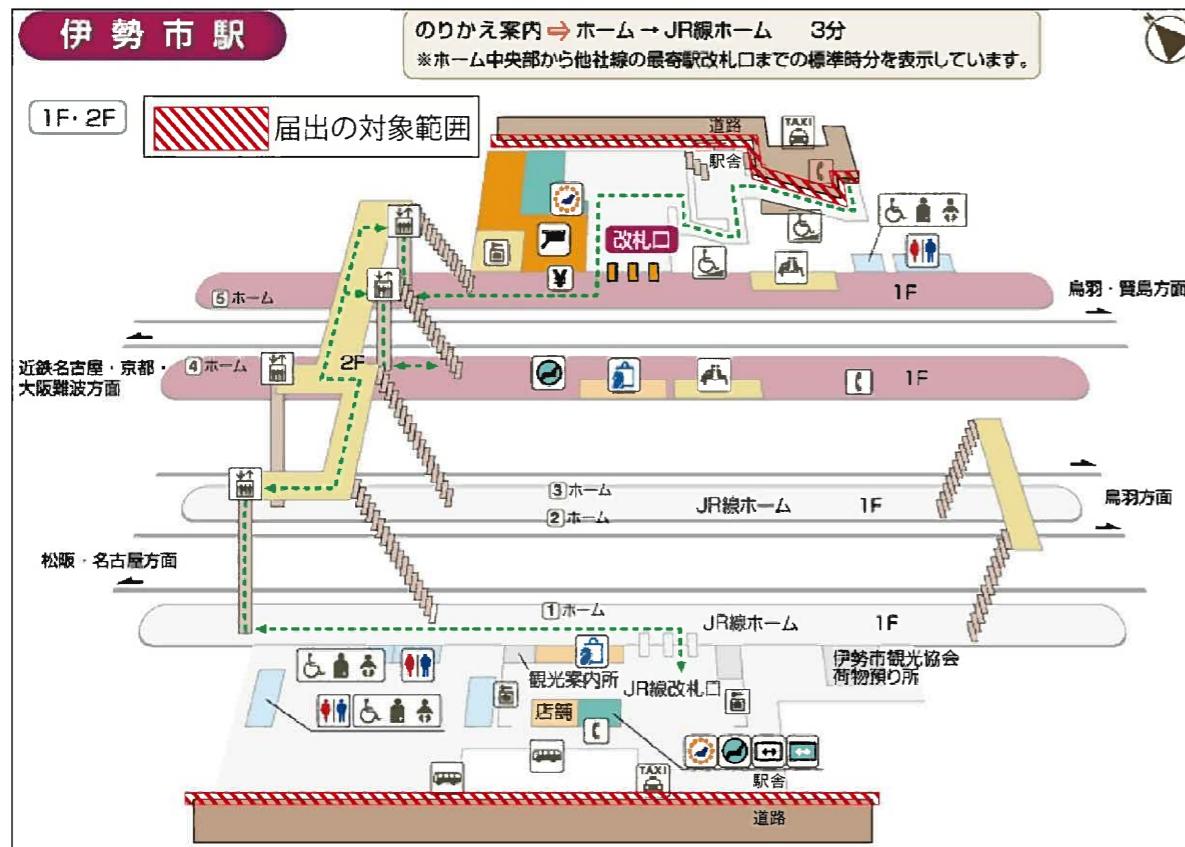


図 届出対象のイメージ

資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(H31.3 国土交通省)

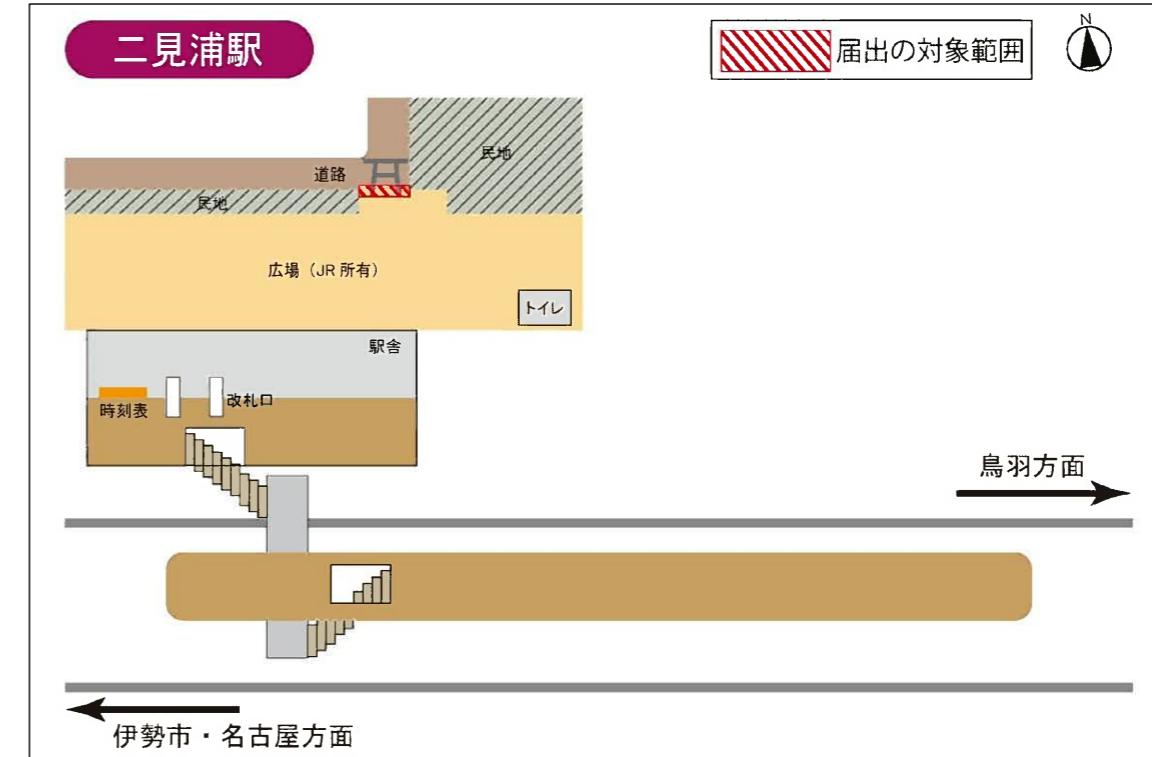
2. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における届出制度の対象範囲（案）

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲(案)は、以下の通りである。



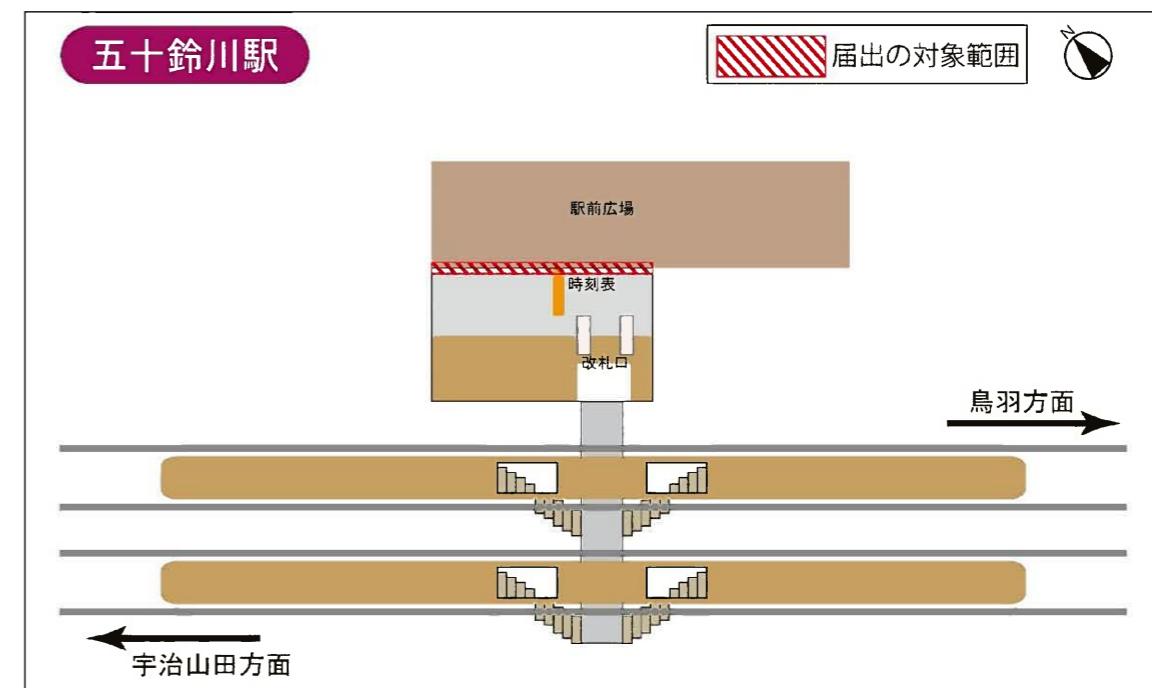
3. 二見浦駅周辺地区における届出制度の対象範囲（案）

二見浦駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲(案)は、以下の通りである。



4. 五十鈴川駅周辺地区における届出制度の対象範囲（案）

五十鈴川駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲(案)は、以下の通りである。



【3】バリアフリーに関する取り組みのヒアリングシート

バリアフリーに関する取り組みのヒアリングシート

(団体名：●●●●)

日頃は、伊勢市の行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では現在、「伊勢市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」の策定に向けた取り組みを進めています。その一環として、計画策定や施策推進に役立てるため、貴団体で取り組まれているバリアフリーに関する取り組みや活動内容に関するヒアリング調査を実施いたします。

この調査は、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、他の目的で使われることは一切ありません。

なお、記載内容が全て「伊勢市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」の施策に反映されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

〔問い合わせ先〕 伊勢市 都市整備部 都市計画課 計画係

電話：0596-21-5591（直通） FAX：0596-21-5585

電子メール：toshikei@city.ise.mie.jp

団体として取り組んでいるバリアフリーに関する活動について教えてください。

質問1. 『過去(5年程度)』に取り組んだ、及び『現在』取り組んでいるバリアフリーに関する取り組みについて教えてください。

例) 広報や新聞の作成による情報共有・認知活動など(なるべく具体的にお書き下さい。)
過去に実施していたが、現在は取り組んでいない場合は、止めた理由などもお書きください。

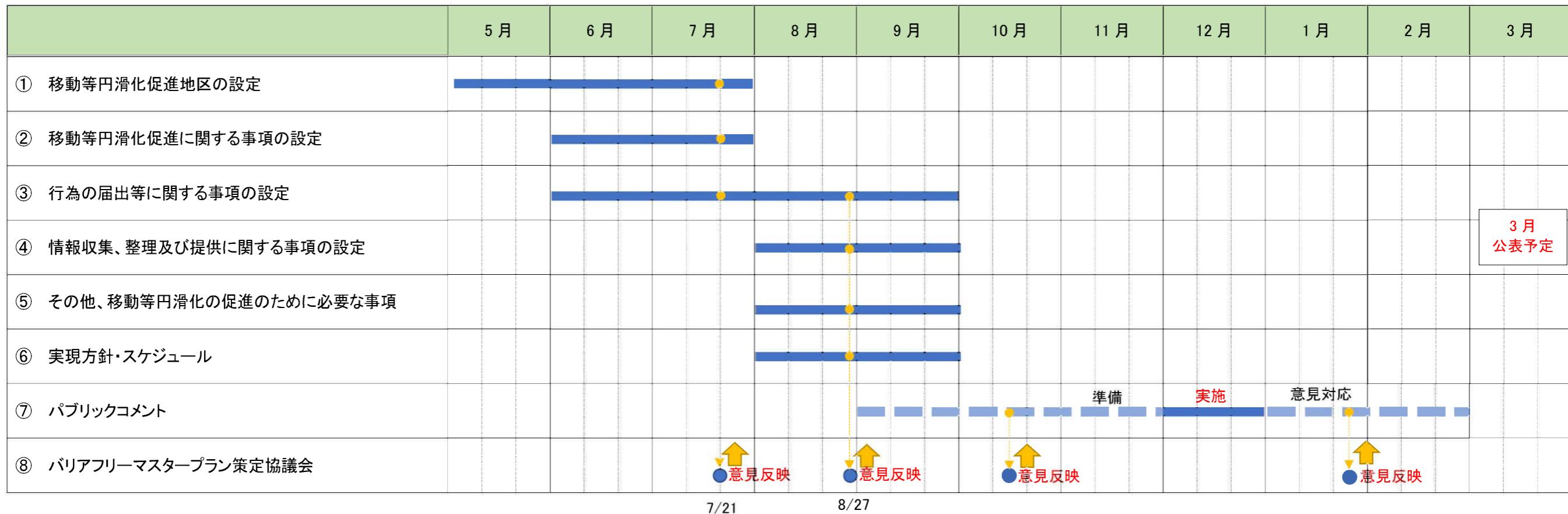
質問2.『今後』取り組む予定のあるバリアフリーに関する取り組みについて教えてください。

例) 広報や新聞の作成による情報共有・認知活動など(なるべく具体的にお書き下さい。)
取り組みにあたって課題となっていることがあればお書きください。

その他、ご意見などあればご自由にお書きください。

【4】今後のスケジュールについて

今回の協議会では「移動等円滑化促進地区の設定」「移動等円滑化促進に関する事項」「行為の届出等に関する事項のたたき台」を示した。次回以降は、今回の内容に対するご意見への対応方針や「行為の届出等に関する事項」「情報収集、整理及び提供に関する事項」「その他、移動等円滑化促進のために必要な事項(心のバリアフリーの推進など)」「実現方針・スケジュール」について議論を行い、下記のスケジュールでパブリックコメント等を実施する予定である。



第4回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年7月21日(火)午後1時30分~)

- ・移動等円滑化促進地区の設定
- ・移動等円滑化促進に関する事項
- ・行為の届出等に関する事項のたたき台

第6回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年10月中旬予定)

- ・案のまとめ
- ・パブリックコメント実施事前説明

第5回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年8月27日(木)午後1時30分~)

- ・行為の届出等に関する事項
- ・情報収集、整理及び提供に関する事項
- ・その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項(心のバリアフリーの推進など)
- ・実現方針・スケジュール

第7回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和3年1月下旬予定)

- ・パブリックコメント結果報告
- ・案の確定